

近畿病院図書館協議会会則

第1条 (名称)

本会は近畿病院図書館協議会 (病図協と略称) という。(以下本会という)

第2条 (目的)

本会は会員相互の緊密な連携と協力により病院図書館の充実、および医療情報活動に貢献することを目的とする。

第3条 (組織)

本会は、第2条の目的に賛同する病院図書館をもって組織する。

第4条 (事業)

本会は会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 図書館職員の研究・研修・講演会等。
- 2 雑誌所在目録の編集と発行。
- 3 会誌の発行。
- 4 文献の相互貸借。
- 5 その他必要と思われる事業。

第5条 (入会および退会)

本会に入会を希望するところは別に定める資格を必要とする。退会を希望する場合は、その旨の届出を必要とする。

入会に際しては、入会金を徴収する。

第6条 (義務)

本会の会員は次に定める義務を負う。

- 1 会費の納入 (会費は年額30,000円とする)。
- 2 総会への出席。
- 3 その他、本会が定めた事業への協力、参加。

第7条 (役員)

本会には次の役員をおく。

会 長	1 名
事務局長	1 名
幹 事	若干名
監 査	2 名

会長、事務局長は役員会で選出し、総会において会員の承認を得なければならない。

第8条 (会議)

総会は年一回開き、本会の最高議決機関とし、活動方針、予算・決算の承認、役員を選出、会則の変更を行う。臨時総会は必要に応じて随時会長が招集する。

2 役員会

役員病院の管理者および図書館担当で組織し、会の主要事項を審議する。

3 幹事会

幹事病院の図書館担当と事務局長で組織し、会の運営に当る。

第9条 (会計)

本会の経費は、会費・賛助金・寄附金・入会金・事業収入をもって充てる。

会計監査は会員の中から監査員を選出し、総会において会員の承認を得なければならない。

第10条 (事務局)

本会の事務局は国立京都病院図書室におく。

第11条 (改訂および変更)

本会の会則の改訂および変更は、総会において決定する。

第12条 本会は賛助会員をおくことができる。

[付則]

- 1 本会の役員任期・会計年度は総会より次期総会までとする。
- 2 本会則は1974年11月16日から実施する。
- 3 本会則に定めていない事項については内規で定める。
- 4 本会則は1975年11月29日改正施行する。
- 5 本会則は1978年3月30日改正施行する。
- 6 本会則は1979年3月24日改正施行する。
- 7 本会則は1984年3月24日改正施行する。
- 8 本会則は1998年3月26日改正施行する。
- 9 本会則は2000年3月30日改正施行する。

(内規)

1 入会の資格

この会に入会を希望するところは、次の資格を必要とする。

- (1) 図書室があること。(併設も可)
- (2) 司書および図書室業務を担当する者がいること。(兼任も可)
- (3) その他の医療関連機関の入会を拒まない。